

## (仮称) お部屋探しサポート協力店制度について

令和2年7月に開設した多摩市居住支援相談窓口（以下「窓口」）において、相談者（住宅確保要配慮者）に紹介できる物件を増やすために「(仮称) お部屋探しサポート協力店（以下「協力店」）」制度を創設したいと考えています。

本制度は、多摩市居住支援相談窓口から、あらかじめ本制度による協力店として登録した不動産店に、相談者が希望する物件探しを依頼し、紹介できる物件を持っている不動産店を相談者に紹介することで、住宅確保要配慮者の居住支援に理解をいただける事業者を発掘し、相談者に紹介できる物件を増やすことが目的です。

### 制度概要(案) (◆は要検討事項)

- ①不動産店が「(仮称) お部屋探しサポート協力店」制度による協力店に登録する。
  - ◆登録項目に、「受入れ対象者」を含めるか
  - ◆市ホームページで公表する項目は【A. 店名 B. 店舗所在地 C. 電話番号 D. FAX番号 E. メールアドレス F. 店舗ホームページURL G. 受入れ対象者】
- ②窓口が協力店に、相談者や希望条件等の情報を電子メールで送信する。適宜個別店舗に照会することも可能。
  - ◆一斉メールの送信先は【A. 全店に一斉送信 B. 受入れ対象が合致する全店に送信】
- ③紹介できる物件がある不動産店は返信・連絡する。紹介できる物件がない場合は返信不要。
- ④窓口と当該不動産店で連絡・調整を行い、相談者に当該不動産店を紹介する。

#### ≪① 受入れ対象者の登録についての意見≫

第2回協議会（書面会議）では「受入れ対象者を登録する」に賛成2名、「受入れ対象者を登録しない」に賛成2名でした。

##### いただいた意見の要旨（「受入れ対象者を登録しない」に賛成の意見）

- ・最終的にオーナーの意向で決まるのなら、事業者の所で限定する必要はないのでは。
- ・一義的には協力店であることが公表されればよいと考える。協力店の情報が市ホームページで公開されるなら、あえて受入れ対象者まで登録する必要はないのでは。

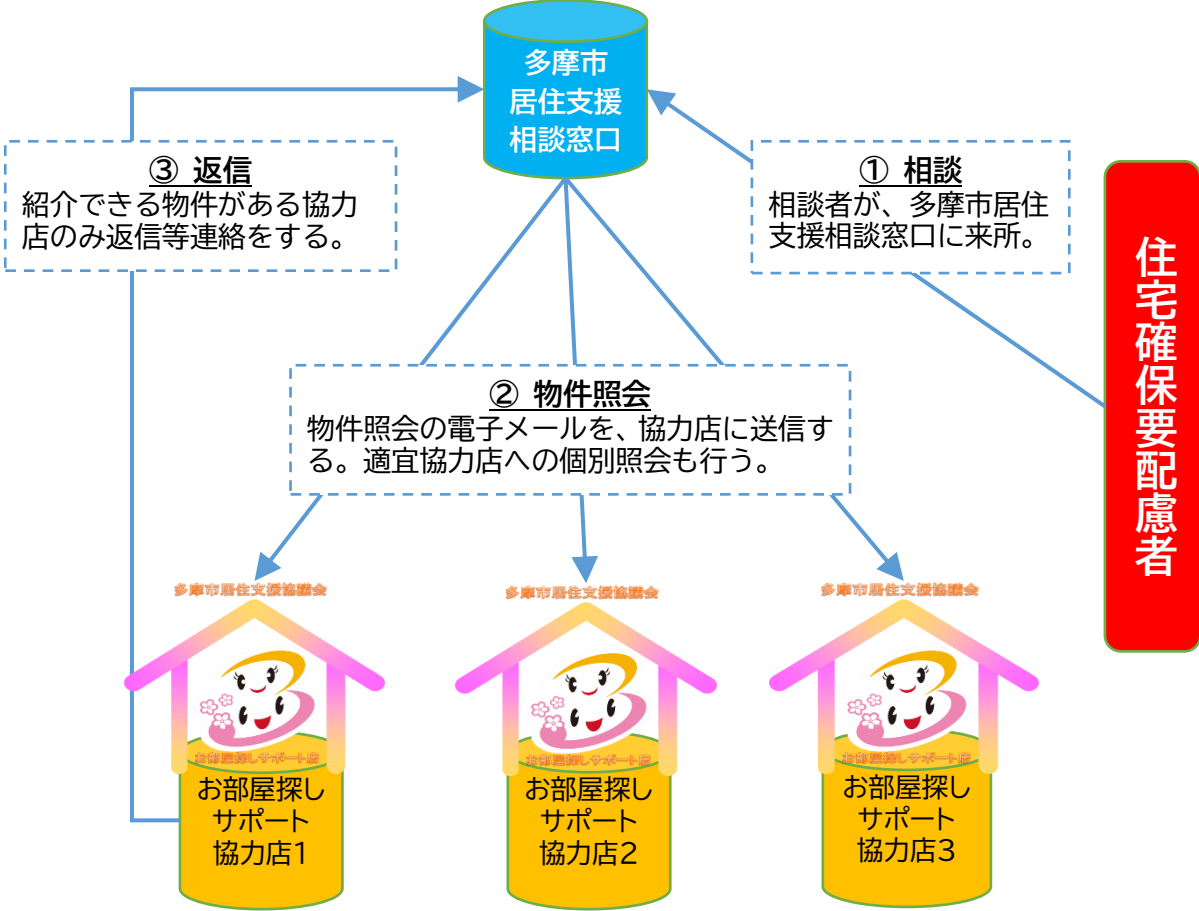
#### ≪② 窓口が物件照会を行う際の、電子メール送信方法についての意見≫

上記②について、第2回協議会（書面会議）では、「メールを全協力店に一斉送信する」に賛成1名、「協力店に個別に連絡する」に賛成0名、「両方を適宜使い分ける」に賛成4名でした。

##### いただいた意見の要旨

- ◆一斉送信のみは実効性に疑問。個別連絡のみは協力店としての認識が薄まる。両方行うべき。
- ◆両方をケースバイケースで対応できると相談者に寄り添った支援ができるのでは。
- ◆両方を適宜使い分けるのが良さそう。実際に運営しながらフィードバックできる方法を構築するのが良いと思う。
- ◆一斉送信に対して返信必須とするなら、対象外の事業者に無駄な事務作業が生じる。だが登録店である以上、情報は送信すべきという考え方もある。

(仮称)お部屋探しサポート協力店制度の概要図 (相談～物件紹介まで)



### お部屋探しサポート協力店

多摩市住替え・居住支援協議会が実施する住宅確保要配慮者への取り組みに賛同し、「多摩市居住支援相談窓口」と連携・協力していただける多摩市内の不動産店が「多摩市お部屋探しサポート協力店」に登録可能。登録項目は【】とする。

協力店は原則多摩市公式ホームページ等で公開する。公開する項目は【】とする。